

一般社団法人北海道保険医会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道保険医会と称する（以下、本会という）。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を札幌市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、保険医療の改善を推進し、もって国民の健康を守ることを目的とし、会員の団結をはかり保険医の生活安定を実現することを併せて目的とする。

(事業)

第4条 本会は第3条の目的達成のため次の事業を行う。

- 一 研究会、講演会、講習会等の開催
- 二 保険医療のための宣伝と活動
- 三 関係団体との協力・提携
- 四 機関紙の発行
- 五 保険診療に関わるテキストおよび参考資料の配布
- 六 会員の福利厚生
- 七 医療制度、社会保障に関する事業
- 八 その他、本会の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会は保険医療に従事する保険医（自然人）であって、本会の目的、事業に賛同し、本会が定める会費を納める者によって構成される。

2 保険医の資格のない者は、会員となる資格を有さない。

(入会手続)

第6条 本会の会員になろうとするものは、別に定める様式による入会申込書に必要事項を記入し入会手続きをしなければならない。

(入会決定)

第7条 前条の申し込みがあったときは、会長は理事会の議決を経て、入会を決定する。

(変更届出)

第8条 会員は入会申込書の記載内容に変更が生じた場合には、別に定める様式により直ちに本会に届け出なければならない。

(会員の義務)

第9条 会員は代議員総会で定められた会費を納めなければならない。

第10条 会員は本会の定款、規則及び決議を尊重し、これを遂行するとともに会の団結をはかり、その目的達成に協力しなければならない。

(退会)

第 11 条 退会しようとする者は、別に定める様式の書面を本会に届出ることによって、任意にいつでも退会できる。

(会員資格の喪失)

第 12 条 会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の承認により、その資格を喪失する。

- 一 第 11 条により退会したとき
- 二 2 年分以上の会費の納入を怠り、納入の督促を受けたにもかかわらず、相当期間内に一部もしくは全部の納入がなされないとき。
- 三 全代議員の同意があるとき
- 四 会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき
- 五 除名されたとき
- 六 保険医の資格を失ったとき

(除名)

第 13 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、代議員総会の決議によって除名することができる。この場合、当該会員に対し、代議員総会の 1 週間前までに除名する旨を通知し、かつ、弁明の機会を与えなければならない。

- 一 本会の定款、規則、または代議員総会の議決に違反したとき
- 二 本会の名誉を傷つけ、または、目的に反する行為をしたとき
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき

(支部)

第 14 条 本会は、理事会の承認により、支部を設置する。

第 4 章 代議員 (社員)

第 15 条 本会は、次の基準に従い、おおむね会員 50 人の中から 1 人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする (端数の取扱については理事会で定める)。

- 一 各支部から最低一名以上の代議員を選出する。
- 二 支部に加入していない会員については、地域ごとに区割りをし (これを「地域選挙区」という)、代議員を選出する。
- 2 理事会は、会員数の異動等を考慮し、代議員選挙の 2 ヶ月前までに、各支部及び地域選挙区から選出する代議員の数を決定し、会員に通知する。
- 3 代議員を選出するため、会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規則は理事会において定める。
- 4 代議員は、会員の中から選ばれることを要する。会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第 3 項の代議員選挙において、会員は他の会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事または理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第 3 項の代議員選挙は、2 年に一度、4 月に実施することとし、代議員の任期は、選任の 2 年後に実施される代議員選挙終了のときまでとする。ただし、代議員が代議員総会決議取消の訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下「法人法」という。) 第 266 条第 1

項、第 268 条、第 278 条、第 284 条) を提起している場合 (法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。) には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は代議員たる地位を失わない (当該代議員は、役員を選任及び解任 (法人法第 63 条及び第 70 条) 並びに定款変更 (法人法第 146 条) についての議決権を有しないこととする)。

- 7 代議員が欠けた場合または代議員の員数を欠くこととなるときに備えて予備代議員を選挙することができる。予備代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 予備代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - 一 当該候補者が予備代議員である旨
 - 二 当該候補者を 1 人または 2 人以上の特定の代議員の予備代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - 三 同一の代議員 (2 以上の代議員の予備代議員として選任した場合にあっては、当該 2 以上の代議員) につき 2 人以上の予備代議員を選出するときは、当該予備代議員相互間の優先順位
- 9 第 7 項の予備代議員の選任に係る選挙が効力を有する期間は、当該選挙後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。
- 10 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - 一 法人法第 14 条第 2 項の権利 (定款の閲覧等)
 - 二 法人法第 32 条第 2 項の権利 (社員名簿の閲覧等)
 - 三 法人法第 57 条第 4 項の権利 (社員総会の議事録の閲覧等)
 - 四 法人法第 50 条第 6 項の権利 (社員の代理権証明書等の閲覧等)
 - 五 法人法第 52 条第 5 項の権利 (電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
 - 六 法人法第 129 条第 3 項の権利 (計算書類等の閲覧等)
 - 七 法人法第 229 条第 2 項の権利 (精算法人の貸借対照表等の閲覧等)
 - 八 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利 (合併契約等の閲覧等)

第 5 章 代議員総会 (社員総会)

(構成)

第 16 条 代議員総会は、すべての代議員をもって構成する。

(権限)

第 17 条 代議員総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事を選任または解任
- 三 会長、副会長、理事及び監事の報酬等の額 (または報酬の総額)
- 四 選任された理事の中から、会長及び副会長候補者の選出

- 五 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- 六 定款の変更
- 七 解散及び残余財産の処分
- 八 その他代議員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第 18 条 代議員総会は、定時代議員総会として毎年度 6 月末日までに 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 19 条 代議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき会長が招集する。

- 2 総代議員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、代議員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員総会の招集を請求することができる。

(議長・副議長)

第 20 条 代議員総会の議長及び副議長は当該代議員総会において代議員の中から選出する。

(議決権)

第 21 条 代議員総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 22 条 代議員総会の議決は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

なお第 23 条の代理人により議決権を行使しようとする者も、出席者とみなす。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であつて、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

理事または監事の候補者の合計数が第 26 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 23 条 代議員は代理人によってその議決権を行使することができる。

- 2 代理人となる者は代議員に限られる。
- 3 代理人により議決権を行使しようとする代議員及び代理人となる代議員は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。
- 4 前項の代理権の授与は、代議員総会ごとにしなければならない。

(書面による議決権の行使)

第 24 条 理事会において代議員総会に出席しない代議員が書面で議決権を行使することがで

きることを定めたときは、代議員総会に出席できない代議員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第 22 条の出席した代議員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 25 条 代議員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び代議員 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 26 条 本会に、次の役員を置く。

- 一 代表理事たる会長 1 名
- 二 副会長 4 名
- 三 理事 25 名～50 名
- 四 監事 3 名

(役員を選任)

第 27 条 理事及び監事は、代議員総会の議決によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。この場合において理事会は、代議員総会の決議により会長及び副会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法による。

(理事の職務及び権限)

第 28 条 会長、副会長、理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはあらかじめ会長が定めた順位によりその職務を代理し、会長欠員の時はその職務を代行する。
- 4 理事は、会長が定めた職務を分担し、会長、副会長がともに事故あるときはあらかじめ会長が定めた順位によりその職務を代理し、会長、副会長がともに欠員の時は職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は、会長、副会長、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、会長、副会長、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 30 条 会長、副会長、理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後の 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。
- 3 会長、副会長、理事または監事は、第 26 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、な

お会長、副会長、理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 31 条 会長、副会長、理事及び監事は、代議員総会の議決によって解任することができる。

(報酬等)

第 32 条 会長、副会長、理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の会長、副会長、理事及び監事に対しては、代議員総会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

2 役員に対して費用を弁償することができる。費用弁償の範囲、額並びに支給方法については別途定める。

3 退任した役員に対して、代議員総会の議決により、功労金を支払うことができる。

(役員責任の一部免除)

第 33 条 本会は、法人法 113 条 1 項の規定により、代議員総会の決議をもって、理事又は監事の同法 111 条 1 項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法 113 条 1 項 2 号所定の金額（以下「最低責任限度額」という）を控除した額を限度として免除することができる。

2 本会は、法人法 114 条 1 項の規定により、理事会の決議によって、理事又は監事の同法 111 条 1 項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除した額を限度として免除することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 34 条 本会に理事会をおく。

2 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 理事会は次の職務を行う。

一 この法人の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監査

(招集)

第 36 条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたときまたは会長に事故あるときは副会長が理事会を招集する。

3 副会長全員が欠けたときまたは副会長全員に事故あるときは各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、法人法第 96 条の要件を満たしたとき（全員が署名または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき。ただし監事が異議を述べたときを除く）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議決については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した代表理事は、議事録に署名または記名押印する。

(その他の機関)

第 39 条 本会の事業執行、運営のために、次の諮問・専門機関を設置する。

- 一 理事・支部長会
- 二 支部長会
- 三 委員会
- 四 顧問及び参与

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 40 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 本会の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、理事会の決議を経て代議員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けて定時代議員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類はその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
 - 二 事業報告の附属明細
 - 三 貸借対照表
 - 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 第 1 項の規定により報告または承認された書類のほか、監査報告書を主たる事務所に 5 年間備え置くものとする。
 - 3 定款及び代議員名簿を主たる事務所に、備え置くものとする。
 - 4 貸借対照表は、定時代議員総会の終結後、遅滞なく公告しなければならない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、代議員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 44 条 本会は代議員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第 45 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 46 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、代議員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第

5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告)

第47条 本会の公告は、電子公告の方法で行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法で行う。

第11章 事務局その他

(事務局)

第48条 本会に事務局を置き、職員の任免は、法令で別段の定めがある場合を除き、会長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第12章 附則

(最初の事業年度)

第50条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成26年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第51条 本会の設立時理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

(設立時社員の氏名及び住所)

第52条 設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(略)

(法令の準拠)

第53条 この定款に定める事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。